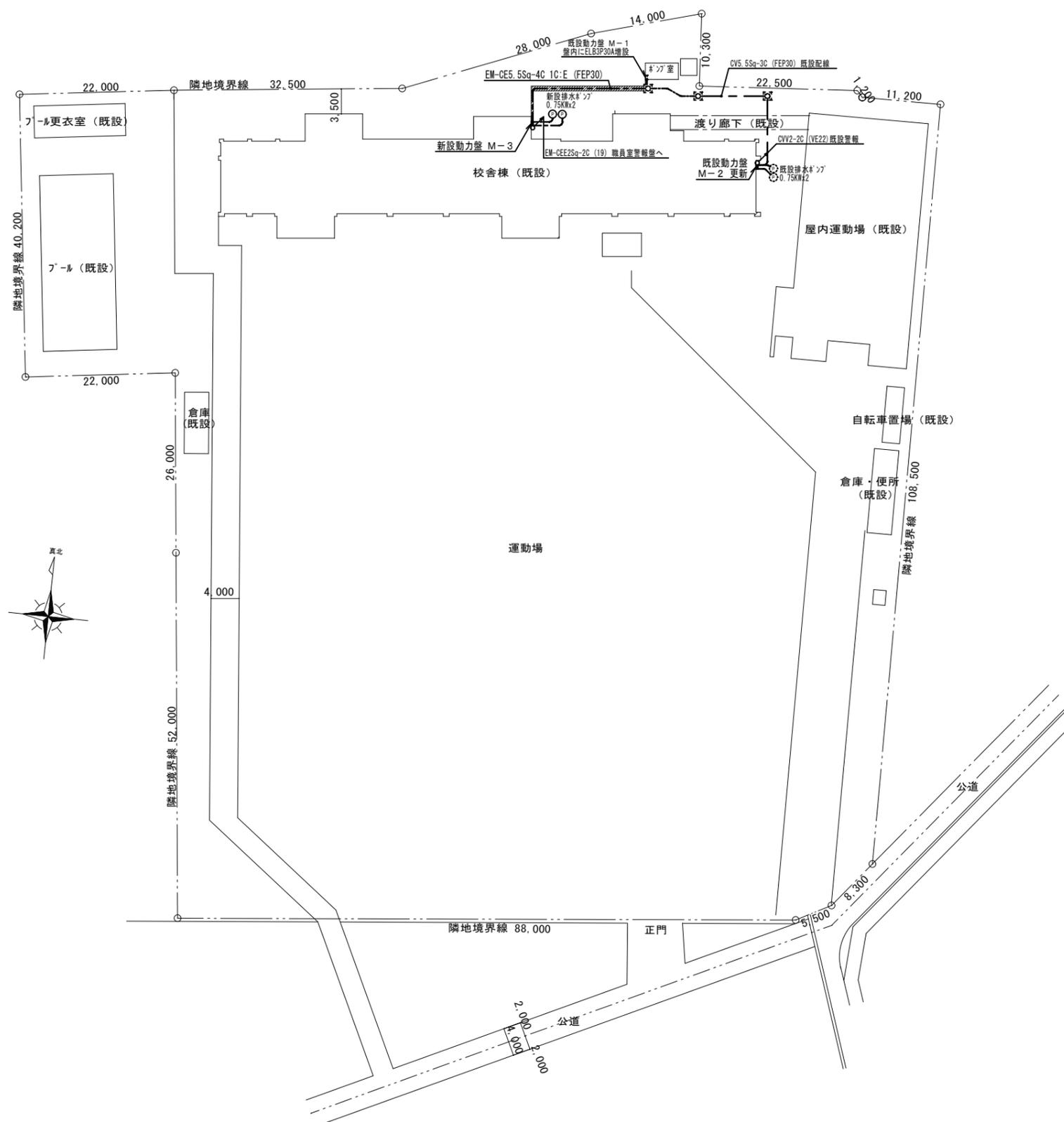


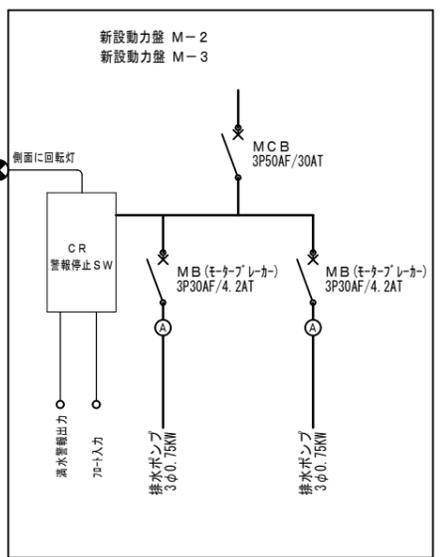
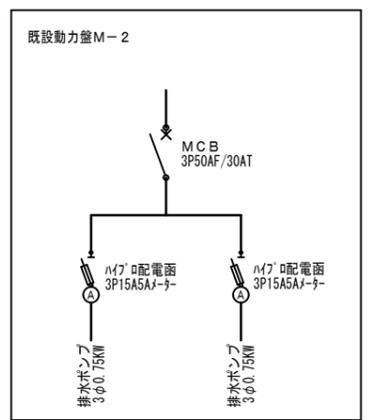
工事名称 依那古小学校 農業集落排水接続工事		仕様書																																																																																																																																																							
I. 工事概要																																																																																																																																																									
1. 工事場所																																																																																																																																																									
2. 建物概要																																																																																																																																																									
建物名称		構造及び階数	国・延面積																																																																																																																																																						
学校		RC造3階	別表第一(7)項																																																																																																																																																						
建・延面積		消火令の適用	備 考																																																																																																																																																						
3. 工事種目 (○印の付いたものが対象工事)		国・固有財産法延面積 (㎡)	建・建築基準法延面積 (㎡)																																																																																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>建物外及び付外</th> <th>工 事 種 別</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 電灯設備</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 動力設備</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 電熱設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 電圧調整設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 受変電設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 静止形電源設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 発電設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 構内情報通信設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 構内交換設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 情報表示設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 検査・音響設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 防音設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 防汚設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 構造支持設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ テレビ共同受信設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 監視カメラ設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ インターホン設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 防犯・入退室管理設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 自動火災報知設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 中央監視制御設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 構内配電線路</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 構内通信線路</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ テレビ電源降音防除設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 非常警報機</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				工事種目	建物外及び付外	工 事 種 別				・ 電灯設備	○					・ 動力設備	○					・ 電熱設備						・ 電圧調整設備						・ 受変電設備						・ 静止形電源設備						・ 発電設備						・ 構内情報通信設備						・ 構内交換設備						・ 情報表示設備						・ 検査・音響設備						・ 防音設備						・ 防汚設備						・ 構造支持設備						・ テレビ共同受信設備						・ 監視カメラ設備						・ インターホン設備						・ 防犯・入退室管理設備						・ 自動火災報知設備						・ 中央監視制御設備						・ 構内配電線路						・ 構内通信線路						・ テレビ電源降音防除設備						・ 非常警報機					
工事種目	建物外及び付外	工 事 種 別																																																																																																																																																							
・ 電灯設備	○																																																																																																																																																								
・ 動力設備	○																																																																																																																																																								
・ 電熱設備																																																																																																																																																									
・ 電圧調整設備																																																																																																																																																									
・ 受変電設備																																																																																																																																																									
・ 静止形電源設備																																																																																																																																																									
・ 発電設備																																																																																																																																																									
・ 構内情報通信設備																																																																																																																																																									
・ 構内交換設備																																																																																																																																																									
・ 情報表示設備																																																																																																																																																									
・ 検査・音響設備																																																																																																																																																									
・ 防音設備																																																																																																																																																									
・ 防汚設備																																																																																																																																																									
・ 構造支持設備																																																																																																																																																									
・ テレビ共同受信設備																																																																																																																																																									
・ 監視カメラ設備																																																																																																																																																									
・ インターホン設備																																																																																																																																																									
・ 防犯・入退室管理設備																																																																																																																																																									
・ 自動火災報知設備																																																																																																																																																									
・ 中央監視制御設備																																																																																																																																																									
・ 構内配電線路																																																																																																																																																									
・ 構内通信線路																																																																																																																																																									
・ テレビ電源降音防除設備																																																																																																																																																									
・ 非常警報機																																																																																																																																																									
4. 指定部分 ○ 無 ・ 有 対象部分 :																																																																																																																																																									
II. 工事仕様																																																																																																																																																									
1. 新設工事共通仕様 (I. 3. 工事種目において新設・増設一式とあるもの)																																																																																																																																																									
1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官庁官庁事務部の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成28年版)」(以下、「標準仕様書」という。 )及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成28年版)」(以下、「標準図」という。 )による。																																																																																																																																																									
2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事の仕様書を用いる。																																																																																																																																																									
2. 改修工事共通仕様 (I. 3. 工事種目において改修・撤去一式とあるもの)																																																																																																																																																									
1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官庁官庁事務部の「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成28年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。 )及び「公共建築設備改修工事標準図(電気設備工事編)(平成28年版)」(以下、「標準図」という。 )による。																																																																																																																																																									
3. 特記仕様																																																																																																																																																									
1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。																																																																																																																																																									
2) 特記事項のうち選択する事項は、○印の付いたものを適用する。																																																																																																																																																									
3) 東海地方における地震防災対策強化地域における工事については「大規模地震対策特別措置法」による注意情報が発せられた場合、工事請負人は人身の保護及び安全な避難に必要な補強、落下防止等の保安措置を講ずるとともに、工事中の措置をとること。又この事実が発生した場合は、契約書第 26 条(機械の措置)によって処理されたものとする。																																																																																																																																																									
章	項 目	特 記 事 項																																																																																																																																																							
1	1. 工事実績情報の登録	登録可能な積立金額の場合：適用する(提出先(財)日本建設情報総合センター)																																																																																																																																																							
	2. 発生材の処理等について	本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日 法律第104号)の対象建設工事であり、分別解体、特定建設資材の再資源化等について適切な処置を行なう。ただし、工事契約後に行なわなければならない事項により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議を行う。 尚、分別解体・再資源化の完了時に、以下の事項を書面にて監督職員に報告する。 ①再資源化等が完了した年月日 ②再資源化等をした施設の名称及び所在地 ③再資源化等をした費用																																																																																																																																																							
		(1) 特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設																																																																																																																																																							
		特定建設資材廃棄物の種類	再資源化等をする施設名称	所在地																																																																																																																																																					
1		・コンクリート																																																																																																																																																							
		・コンクリート及び鉄筋から成る建設資材																																																																																																																																																							
		・木材																																																																																																																																																							
		・アスファルト・コンクリート																																																																																																																																																							
1	3. 建設副産物情報交換システム	本工事は「建設副産物情報交換システム」を活用する。総合施工計画作成時、工事完了時、及び登録情報に変更が生じた場合、速やかに当該システムにデータ入力を行う。また、同システムにより工事着手時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、工事完了時に同計画書の実施報告書(書式は同一)を作成し、監督職員に提出する。																																																																																																																																																							
	4. 概成工期	総合運転を行うよう、関連工事を含めた各工事が工期の概ね 日前までに支障の無い状況までに完了していること。																																																																																																																																																							
1	5. 電気保安技術者	中部地方整備局制定の営繕工事の保安規程第 5 条に定める工事担当技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安業務を行うものとする。																																																																																																																																																							
	6. 事故報告	工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。																																																																																																																																																							
項																																																																																																																																																									

7. 機材等	<p>1) 本工事に使用する設備機材等は、設計図書(「通記一般事項 1. 設備機材等」を含む。)に規定するもの又は、これらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承認を受ける。</p> <p>2) 化学物質を放散させる建築材料等 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ウリア樹脂板、仕上げ塗材及び珪藻土は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (5) 上記(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。なお、ホルムアルデヒドを放散させないものは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものを用い、原則として規制対象外のものを使用する。ただし、該当する材料がない場合は、第三種のものを使用する。 また、「ホルムアルデヒドの放散量」は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ホルムアルデヒドの放散量</th> <th>該当する建築材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規制対象外</td> <td>①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJIS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤不使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用</td> </tr> <tr> <td>第三種</td> <td>①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのE規格品 ④旧JASのF規格品</td> </tr> </tbody> </table> <p>設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料のうち、「標準仕様書に定める品質及び性能」を有することの証明となる資料は、監督職員の承認を受けることにより、外部機関が発行する証明資料の写しとすることができる。</p> <p>室内空气中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、監督職員に報告する。測定はバンプ型採取機器により行う。 &lt;測定時期&gt; ・ 工事着手前 ・ 施工終了時 &lt;測定対象室&gt; ・ 図示 &lt;測定箇所&gt; ・ 図示</p> <p>室内空气中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、監督職員に報告する。測定はバンプ型採取機器により行う。 &lt;測定時期&gt; ・ 工事着手前 ・ 施工終了時 &lt;測定対象室&gt; ・ 図示 &lt;測定箇所&gt; ・ 図示</p> <p>室内空气中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、監督職員に報告する。測定はバンプ型採取機器により行う。 &lt;測定時期&gt; ・ 工事着手前 ・ 施工終了時 &lt;測定対象室&gt; ・ 図示 &lt;測定箇所&gt; ・ 図示</p>	ホルムアルデヒドの放散量	該当する建築材料	規制対象外	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJIS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤不使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用	第三種	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのE規格品 ④旧JASのF規格品				
ホルムアルデヒドの放散量	該当する建築材料										
規制対象外	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJIS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤不使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用										
第三種	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのE規格品 ④旧JASのF規格品										
8. 機材の品質・性能証明											
9. 室内空气中の化学物質の濃度測定											
10. 機器要図											
11. 電気工事士											
12. 工事用電力、水その他											
13. 施工図等											
14. 完成図等											
1. 監督職員事務所	・ 設けない ・ 設ける(号) ・ 既存建物利用										
2. 建設発生の処分	・ 構内敷きならし ・ 構外搬出(片道運搬距離 約 km) 構外搬出の搬出先は監督職員と協議による。										
3. 足場・機材棚	・ 別契約の関係請負者の設置する足場、機材棚は、無償で使用できる。 ・ 本工事で設置する。ただし、枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」(厚生労働省平成15年4月)により、設置については同ガイドラインに基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりや幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保する。										
4. 他工事との工事区分	図面に特記無き場合は、表-1「他工事との工事区分表」による。										
5. 機器取付高さ	図面に特記無き場合は、表-2「機器標準取付高さ」による。										
6. 接地種	図面に特記無き接地種は、表-3「接地種一覧表」による。										
7. 接地調査	敷地内の3箇所において、大地抵抗率の測定及び試験電極施工による接地抵抗の測定を次により行い、その報告書を監督職員に提出する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定種別</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大地抵抗率</td> <td>大地抵抗率測定器(ウェンナーの4電極法によるもの)を用いて行う。</td> </tr> <tr> <td>接地抵抗</td> <td>直径14mm、長さ1500mmの接地棒を打ち込み、JIS C1304(接地抵抗計)に規定するものを用いて行う。</td> </tr> </tbody> </table> (報告書：大地抵抗率測定表及び解析グラフ、接地設計、工事写真等)	測定種別	測定方法	大地抵抗率	大地抵抗率測定器(ウェンナーの4電極法によるもの)を用いて行う。	接地抵抗	直径14mm、長さ1500mmの接地棒を打ち込み、JIS C1304(接地抵抗計)に規定するものを用いて行う。				
測定種別	測定方法										
大地抵抗率	大地抵抗率測定器(ウェンナーの4電極法によるもの)を用いて行う。										
接地抵抗	直径14mm、長さ1500mmの接地棒を打ち込み、JIS C1304(接地抵抗計)に規定するものを用いて行う。										
8. 電源周波数	○ 60 Hz ・ 50 Hz										
9. 電線類	使用する電線類は、次に示す記号及び規格による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>EM-FP-C</td> <td>JIS 4506「耐圧耐火ケーブル」</td> </tr> <tr> <td>EM-HP</td> <td>JIS 3501「小勢力回路用耐火電線」</td> </tr> <tr> <td>EM-OCT</td> <td>JIS 4512「600V耐燃性ポリオレフィンキャブタイケーブル」</td> </tr> <tr> <td>EM-UTP</td> <td>JIS 5503「耐燃性ポリオレフィンシースLAN用非シールドツイステドケーブル」</td> </tr> </tbody> </table>	記号	規 格	EM-FP-C	JIS 4506「耐圧耐火ケーブル」	EM-HP	JIS 3501「小勢力回路用耐火電線」	EM-OCT	JIS 4512「600V耐燃性ポリオレフィンキャブタイケーブル」	EM-UTP	JIS 5503「耐燃性ポリオレフィンシースLAN用非シールドツイステドケーブル」
記号	規 格										
EM-FP-C	JIS 4506「耐圧耐火ケーブル」										
EM-HP	JIS 3501「小勢力回路用耐火電線」										
EM-OCT	JIS 4512「600V耐燃性ポリオレフィンキャブタイケーブル」										
EM-UTP	JIS 5503「耐燃性ポリオレフィンシースLAN用非シールドツイステドケーブル」										
10. 合成樹脂管配線	合成樹脂製可とう電線管(PF管)及び付属品は、タイプ-25のものを使用する。なお、電力用位置ボックス類は原則として合成樹脂製とするが、コンクリート打ち込み部分は金属製としても良い。ただし、金属製とする場合は当該ボックスには接地を施すものとする。										
11. 薄鋼電線管	薄鋼電線管は表示されているものと同一外形のねじなし電線管を使用して良い。										

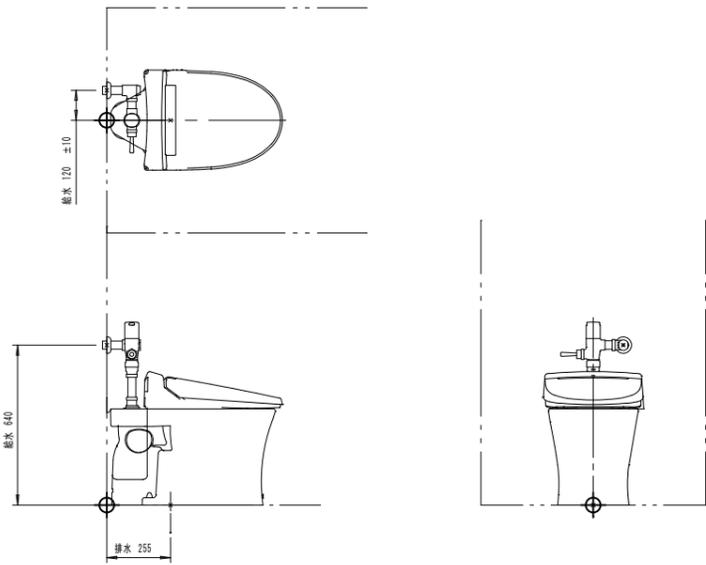
12. 電線本数・管路等	
13. 金属管の塗装	
14. 保護管	
15. 最上層の埋め込み配管	
16. 呼び線	
17. フラッシュプレート	
18. 地中配線の埋設深さ等	
19. ハンドホルダーの重さ	
20. 電力・電話の引き込み	
21. 耐震措置	
2. 共 通	
3. 事 項	
4. 変 更	
5. 電 力	
6. 受 変	
7. 電 機	
8. 通 信	
9. 情 報	
10. 改 修	
11. 一 般	
12. 事 項	
13. 項	
14. 項	
15. 項	
16. 項	
17. 項	
18. 項	
19. 項	
20. 項	
21. 項	
22. 項	
23. 項	
24. 項	
25. 項	
26. 項	
27. 項	
28. 項	
29. 項	
30. 項	
31. 項	
32. 項	
33. 項	
34. 項	
35. 項	
36. 項	
37. 項	
38. 項	
39. 項	
40. 項	
41. 項	
42. 項	
43. 項	
44. 項	
45. 項	
46. 項	
47. 項	
48. 項	
49. 項	
50. 項	
51. 項	
52. 項	
53. 項	
54. 項	
55. 項	
56. 項	
57. 項	
58. 項	
59. 項	
60. 項	
61. 項	
62. 項	
63. 項	
64. 項	
65. 項	
66. 項	
67. 項	
68. 項	
69. 項	
70. 項	
71. 項	
72. 項	
73. 項	
74. 項	
75. 項	
76. 項	
77. 項	
78. 項	
79. 項	
80. 項	
81. 項	
82. 項	
83. 項	
84. 項	
85. 項	
86. 項	
87. 項	
88. 項	
89. 項	
90. 項	
91. 項	
92. 項	
93. 項	
94. 項	
95. 項	
96. 項	
97. 項	
98. 項	
99. 項	
100. 項	
101. 項	
102. 項	
103. 項	
104. 項	
105. 項	
106. 項	
107. 項	
108. 項	
109. 項	
110. 項	
111. 項	
112. 項	
113. 項	
114. 項	
115. 項	
116. 項	
117. 項	
118. 項	
119. 項	
120. 項	
121. 項	
122. 項	
123. 項	
124. 項	
125. 項	
126. 項	
127. 項	
128. 項	
129. 項	
130. 項	
131. 項	
132. 項	
133. 項	
134. 項	
135. 項	
136. 項	
137. 項	
138. 項	
139. 項	
140. 項	
141. 項	
142. 項	
143. 項	
144. 項	
145. 項	
146. 項	
147. 項	
148. 項	
149. 項	
150. 項	
151. 項	
152. 項	
153. 項	
154. 項	
155. 項	
156. 項	
157. 項	
158. 項	
159. 項	
160. 項	
161. 項	
162. 項	
163. 項	
164. 項	
165. 項	
166. 項	
167. 項	
168. 項	
169. 項	
170. 項	
171. 項	
172. 項	
173. 項	
174. 項	
175. 項	
176. 項	
177. 項	
178. 項	
179. 項	
180. 項	
181. 項	
182. 項	
183. 項	
184. 項	
185. 項	
186. 項	
187. 項	
188. 項	
189. 項	
190. 項	
191. 項	
192. 項	
193. 項	
194. 項	
195. 項	
196. 項	
197. 項	
198. 項	
199. 項	
200. 項	
201. 項	
202. 項	
203. 項	
204. 項	
205. 項	
206. 項	
207. 項	
208. 項	
209. 項	
210. 項	
211. 項	
212. 項	
213. 項	
214. 項	
215. 項	
216. 項	
217. 項	
218. 項	
219. 項	
220. 項	
221. 項	
222. 項	
223. 項	
224. 項	
225. 項	
226. 項	
227. 項	
228. 項	
229. 項	
230. 項	
231. 項	
232. 項	
233. 項	
234. 項	
235. 項	
236. 項	
237. 項	
238. 項	
239. 項	
240. 項	
241. 項	
242. 項	
243. 項	
244. 項	
245. 項	
246. 項	
247. 項	
248. 項	
249. 項	
250. 項	
251. 項	
252. 項	
253. 項	
254. 項	
255. 項	
256. 項	
257. 項	
258. 項	
259. 項	
260. 項	
261. 項	
262. 項	
263. 項	
264. 項	
265. 項	
266. 項	
267. 項	
268. 項	
269. 項	
270. 項	
271. 項	
272. 項	
273. 項	
274. 項	
275. 項	
276. 項	
277. 項	
278. 項	
279. 項	



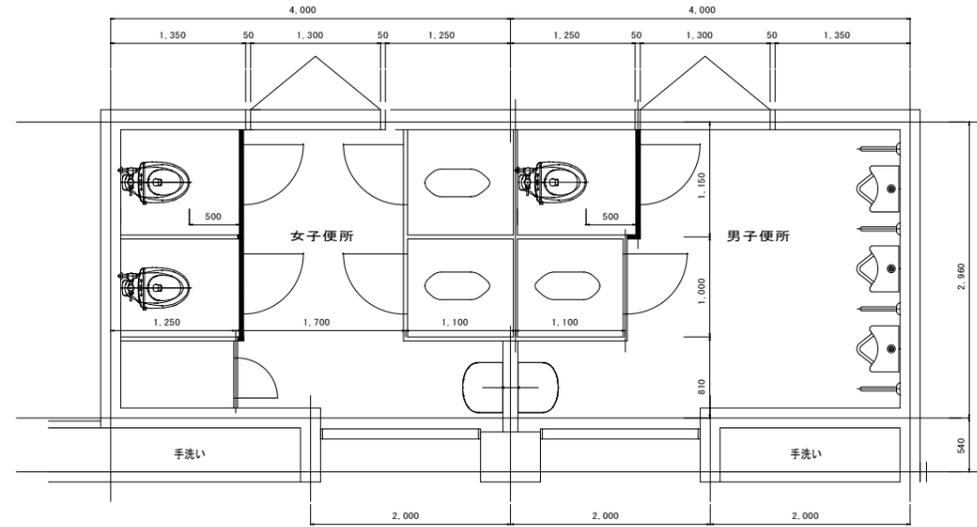
凡例	
—▲—	EM-CE5.5Sq-4C (FEP30) 今回新設
▨	アスファルト舗装はつり復旧箇所を示す



面積表 (校舎棟のみ 建設当時の確認申請より転記)			
床面積	1階	918.45㎡	(277.83坪)
	2階	704.15㎡	(213.01坪)
	3階	704.15㎡	(213.01坪)
	PH階	56.00㎡	(16.94坪)
延べ面積		2,382.75㎡	(720.78坪)
建設面積		980.46㎡	(296.59坪)

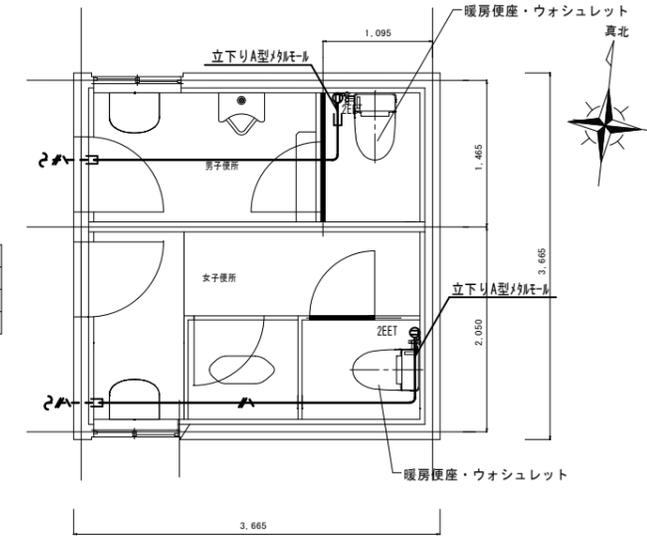


便器詳細図 1/20



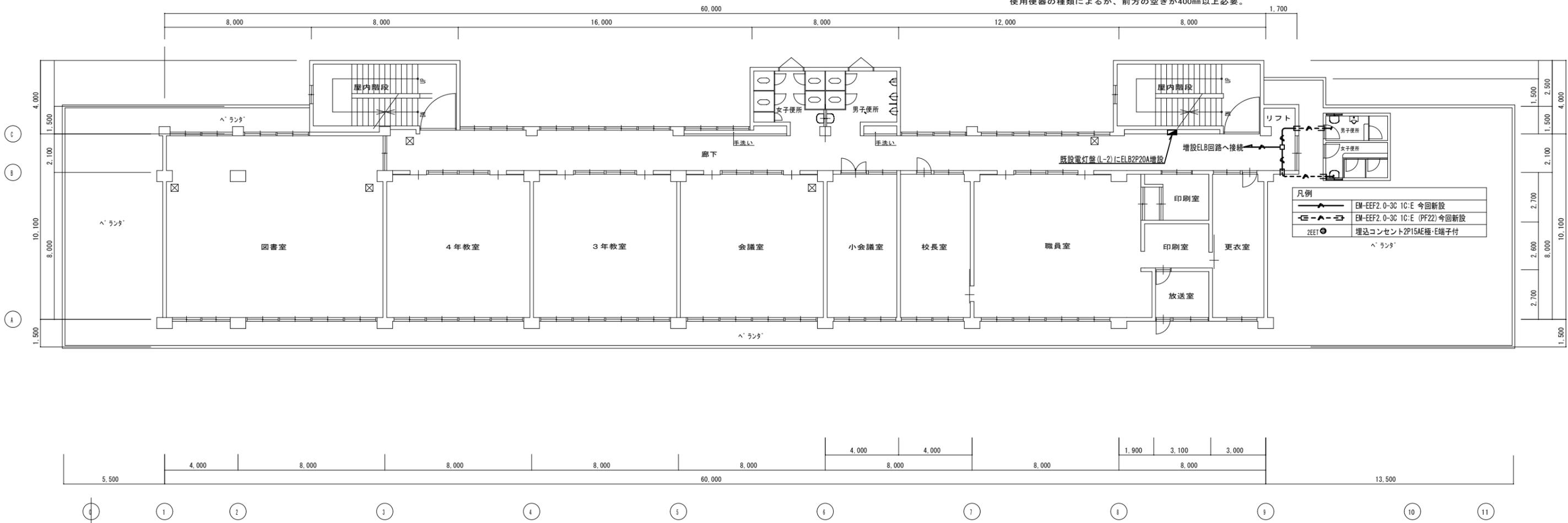
改修平面 1/50

凡例	
	EM-EEF2.0-3C 1C:E 今回新設
	EM-EEF2.0-3C 1C:E (PF22) 今回新設
	埋込コンセント2P15A極・E端子付



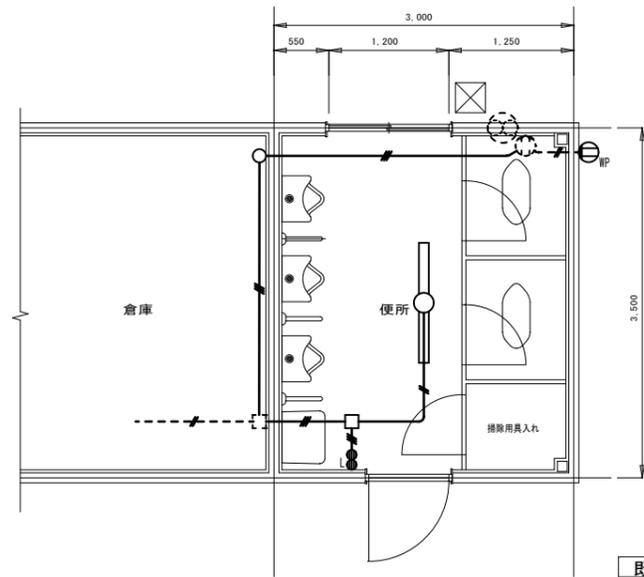
職員便所改修平面 1/50

※パーティション変更 ■ 黒色部分  
 ※男女共1箇所洋式便器に変更 便器：腰掛式サイフォン式  
 使用便器の種類によるが、前方の空きが400mm以上必要。

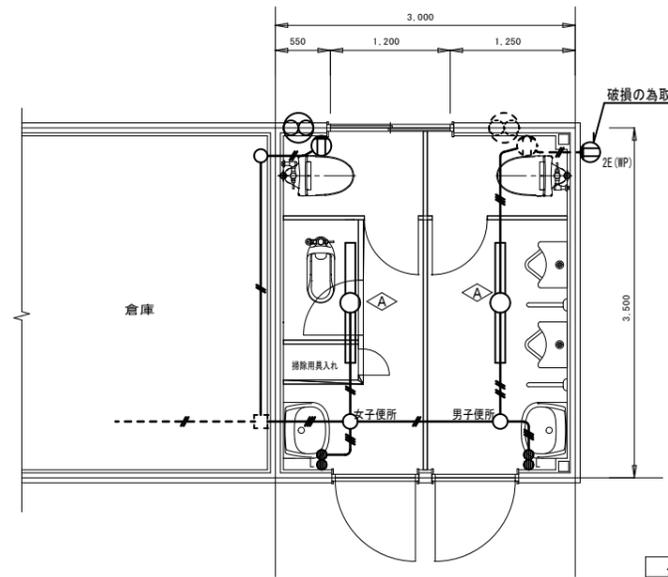
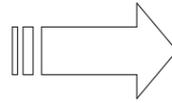


2階平面図 1/150

SUBJECT:	TITLE:	SCALE:	DATE:	DRAWING:
依那古小学校 農業集落排水接続工事	改修後 2階平面図	A2 : 1/150, 1/50 A3 : 1/212, 1/71		E-03



既設外部倉庫内便所 1/50



外部倉庫内便所計画 1/50

外部倉庫便所			
スイッチ	1P15A+1P15A対応レバー	1	撤去
照明器具	FL40Wx1	1	撤去
屋外コンセント	2P15Ax2 (WP)	1	撤去

凡例	
	今回撤去箇所を示す
	既存箇所を示す
	IV1.6x2 (19)
	IV1.6x3 (19)
	露出丸Box
	4角アクトレットボックス

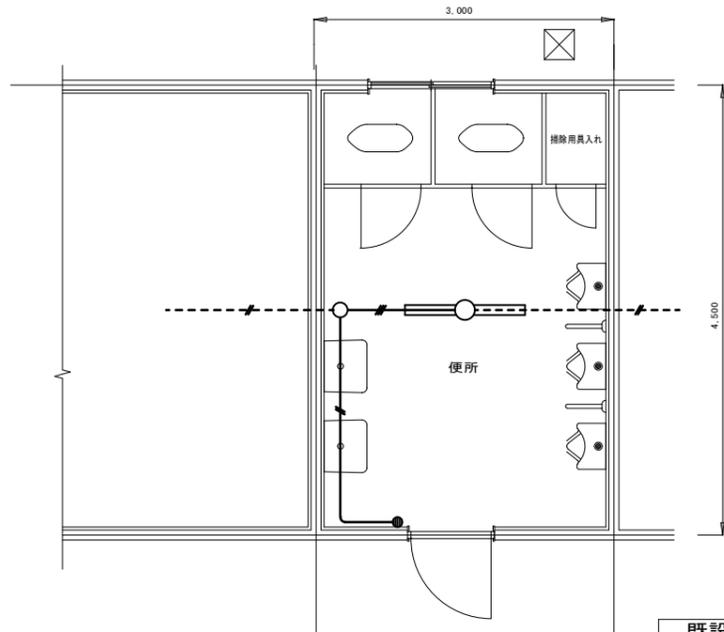
外部倉庫便所			
スイッチ	1P15A+1P15A対応レバー	2	新設
照明器具	LED型40Wx1付	2	新設
コンセント	2P15Ax1	1	新設
屋外コンセント	2P15Ax2 (WP)	1	取替
換気扇		1	新設

凡例	
	今回新設箇所を示す
	既存箇所を示す
	EM-IE1.6x2 (19)
	EM-IE1.6x3 (19)
	EM-IE1.6x4 (19)
	露出丸Box

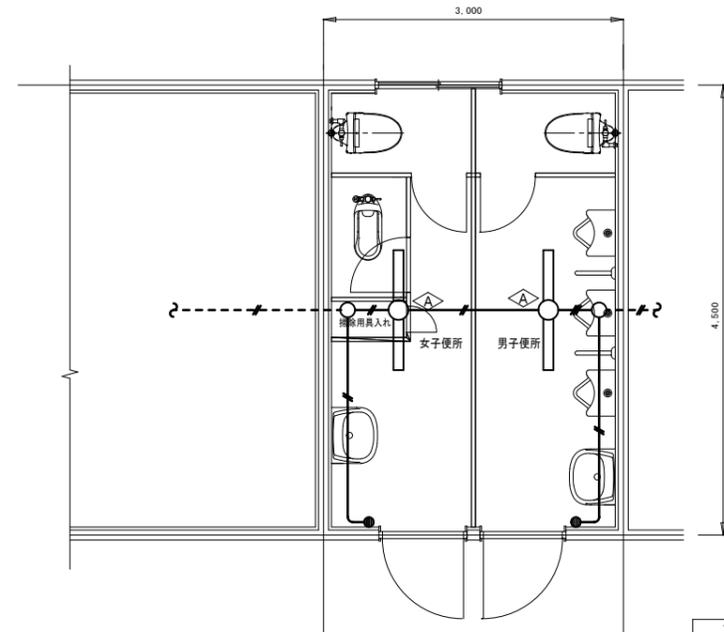
A LDL40×1 反射笠付型

適合ランプ：直管LEDランプ用  
電圧100～242V  
ランプ素材：ガラス管、Ra：84  
反射板：鋼板（高反射白色粉体塗装）  
光束角度40°0'0"照射  
約20～100%連続運転

パナソニック NNF41230LT9 同等品



既設プール附属棟便所 1/50



プール附属棟便所計画 1/50

既設プール付属棟便所			
スイッチ	1P15A+1P15A材 <sup>1/2</sup> 材	1	撤去
照明器具	FL40Wx1	1	撤去

凡例	
	今回撤去箇所を示す
	既存箇所を示す
	IV1.6x2 (19)
	IV1.6x3 (19)
	露出丸Box

既設プール付属棟便所			
スイッチ	1P15A	2	新設
照明器具	LED型40Wx1材 <sup>1/2</sup> 材	2	新設

凡例	
	今回新設箇所を示す
	既存箇所を示す
	EM-IE1.6x2 (19)
	EM-IE1.6x3 (19)
	露出丸Box

A LDL40×1 反射笠付型

適合ランプ：直管LEDランプ用  
 電圧：100～242V  
 ランプ素材：ガラス管、Ra：84  
 反射板：鋼板（高反射白色粉体塗膜）  
 光源寿命：4000時間  
 約25～100%連続点灯

パナソニック NNF41230LT9 同等品